



NOMURA  
Office Fund



平成 23 年 9 月 22 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
野村不動産オフィスファンド投資法人  
代表者名 執行役員 丸子 祐一  
(コード番号: 8959)

資産運用会社名  
野村不動産投信株式会社  
代表者名 代表取締役社長 緒方 敦  
問合せ先 オフィス運用本部長 津賀 健司  
TEL. 03-3365-0507

## 資産運用会社による兼業業務の届出に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である野村不動産投信株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）に基づき、金融庁に対して兼業業務の届出を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 届出日

平成 23 年 10 月中旬

#### 2. 届出の内容

金商法第 35 条第 3 項に基づき、同条第 2 項に掲げる業務（以下「兼業業務」といいます。）の内、下記の業務を開始する旨を届出いたします。

- ①貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務（金商法第 35 条第 2 項第 3 号）
- ②宅地建物取引業又は宅地若しくは建物の賃貸に係る業務（金商法第 35 条第 2 項第 4 号）
- ③有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、運用財産の運用を行う業務（金商法第 35 条第 2 項第 6 号）
- ④不動産の管理業務（金商法第 35 条第 2 項第 7 号・金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」といいます。）第 68 条第 14 号）
- ⑤不動産に係る投資に関し助言を行う業務（金商法第 35 条第 2 項第 7 号・業府令第 68 条第 15 号）
- ⑥委託を受けて投資法人又は特別目的会社の機関の運営に関する事務を行う業務（金商法第 35 条第 2 項第 7 号・業府令第 68 条第 18 号）
- ⑦有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務（金商法第 35 条第 2 項第 7 号・業府令第 68 条第 19 号）
- ⑧顧客に対し、他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務（金商法第 35 条第 2 項第 7 号・業府令第 68 条第 21 号）

なお、資産運用会社は、本件兼業業務の届出に伴い、金商法第 31 条第 1 項に基づき金融商品取引業の登録に係る変更届出を行います。また、同条第 3 項に基づき、資産運用会社の業務の内容及び方法を記載した業務内容方法書の変更届出を行います。

### 3. 届出を行う理由

資産運用会社は、平成 23 年 7 月 6 日付「資産運用会社である野村不動産投信株式会社の合併及び商号変更に関するお知らせ」並びに平成 23 年 8 月 25 日付「資産運用会社における合併に伴う定款の変更、組織変更、重要な使用人の変更及び取締役及び監査役の変更予定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、平成 23 年 10 月 1 日付で野村不動産インベストメント・マネジメント株式会社及び野村不動産投資顧問株式会社と合併し、所要の組織改正等を予定しております。

そこで、資産運用会社が、当該合併以前に野村不動産インベストメント・マネジメント株式会社及び野村不動産投資顧問株式会社が行ってきた兼業業務について、当該合併後も継続して行うことを可能にすること等を目的として、上記届出を行うこととしました。

### 4. 業務開始年月日

平成 23 年 10 月 1 日（予定）

### 5. 今後の見通し

本件による本投資法人の平成 23 年 10 月期（平成 23 年 5 月 1 日～平成 23 年 10 月 31 日）の運用状況への影響は軽微であり、運用状況の予想の変更はありません。

以 上

- \* 本資料の配布先 : 兜倶楽部
- \* 本投資法人のホームページ URL : <http://www.nre-of.co.jp/>